

第一五九回

参第八号

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律（案）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 公益通報（第三条 第八条）
- 第三章 行政適正化委員会（第九条 第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条）
- 第五章 罰則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公益通報が行われることが行政機関等の業務の執行に関する法令に違反する事実等の是正及び発生の防止にとって重要であることにかんがみ、公益通報の在り方、公益通報者の保護その他公益通報に関する制度について定めることにより、国の行政運営の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、行政機関等の業務の執行に関する次の各号のいずれかに該当する事実についてなされる通報、告発、情報の提供その他これらに類する行為をいう。

- 一 法令に違反し、又は違反するおそれがある事実
- 二 人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれがある事実（前号に該当するものを除く。）
- 三 会計経理に関し明らかに不当であると認められる事項がある事実

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この法律において「行政機関等」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに各特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）及び日本郵政公社をいう。

4 この法律において「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員で行政機関等に勤務するものをいう。

第二章 公益通報

（公益通報の在り方）

第三条 公益通報は、前条第一項各号のいずれかに該当する事実に係る国の行政運営の適正化を図る目的で行わなければならない。

- 2 公益通報は、行政機関等以外のものに対しても行うことができる。この場合においては、公益通報に係る事実の内容に応じて適切なものを相手方としなければならない。  
(不利益取扱いの禁止)

第四条 職員は、前条の規定に従って公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。ただし、当該公益通報に係る第二条第一項各号のいずれかに該当する事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときは、この限りでない。

(上司等を相手方とする公益通報)

第五条 職員は、第二条第一項各号のいずれかに該当する事実があると思料してその属する行政機関等における上司その他の当該行政機関等における適切な職にある者を相手方として公益通報をした場合には、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときであっても、当該公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない。

- 2 前項に規定する場合において、当該公益通報を受けた者は、当該公益通報に係る事実について調査の上、必要な措置を講じなければならない。
- 3 第一項に規定する場合において、当該公益通報を受けた者は、当該公益通報者の氏名の秘匿その他の措置で当該公益通報者を保護するために必要なものを講じなければならない。
- 4 その属する行政機関等の業務の執行に関し罪を犯した職員が捜査機関に発覚する前に当該犯罪について当該行政機関等における上司その他の当該行政機関等における適切な職にある者に対して公益通報をしたときは、その刑を減輕することができる。

(行政適正化委員会を相手方とする公益通報)

第六条 職員は、第二条第一項各号のいずれかに該当する事実があると思料して行政適正化委員会を相手方として公益通報をした場合には、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときであっても、当該公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない。

- 2 行政適正化委員会は、公益通報を受けた場合において、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由があると認めるときは、当該公益通報に係る行政機関等の長に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 3 行政適正化委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関等の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 4 行政適正化委員会は、その受けた公益通報に係る事実について、第二項の規定による勧告をしたときはその旨を、同項の規定による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、前項の規定による報告を求めたときはその旨及びその報告の内容を、それぞれ、遅滞なく、公益通報者に書面で通知しなければならない。
- 5 行政適正化委員会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報者の氏名の秘匿、資料の提供その他の措置で当該公益通報者を保護するために必要なものを講じなければ

ならない。

6 職員の守秘義務その他の職務上の義務に関する法律の規定は、職員が行政適正化委員会を相手方として公益通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 行政適正化委員会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報に係る事実の存否の判断のため必要な範囲において、当該公益通報に係る行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は当該行政機関等の業務の執行について実地に調査することができる。

8 第二項の規定による勧告を受けた行政機関等の長は、当該勧告に関し、公にされることにより当該行政機関等の業務の執行に著しい支障を生ずるおそれのある事実があるときは、行政適正化委員会に対し、その旨を通知することができる。

(職員以外の者による公益通報)

第七条 国は、職員以外の何人に対しても、第二条第一項各号のいずれかに該当する事実があると思料して第三条の規定に従って公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、行政機関等以外のものを相手方として公益通報をした場合において、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときは、この限りでない。

2 前条第二項から第五項まで、第七項及び第八項の規定は、職員以外の者が行政適正化委員会を相手方として公益通報をした場合について準用する。

(国会に対する報告等)

第八条 行政適正化委員会は、毎年、その受けた公益通報の状況、第六条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告及びその勧告に基づいてとられた措置について記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣を経由して国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

### 第三章 行政適正化委員会

(設置)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、行政適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第十条 委員会は、公益通報を受け、当該公益通報に係る行政機関等の長に対する勧告その他の措置を講ずることにより、国の行政運営の適正化を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公益通報の受理に関すること。

二 第六条第二項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関すること。

三 第六条第五項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公益

通報者を保護するための措置に関すること。

四 第六条第七項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権の行使）

第十二条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第十三条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第十四条 委員長及び委員は、行政運営の適正化に関して優れた識見と経験を有する者であって、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第十五条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、一回に限り再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（身分保障）

第十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められ

たとき。

( 罷免 )

第十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

( 服務等 )

第十八条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

( 会議 )

第十九条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第十六条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

( 規則の制定 )

第二十条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、行政適正化委員会規則を制定することができる。

( 事務局 )

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

( 委員会の運営 )

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 第四章 雑則

( 政令への委任 )

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 罰則

第二十四条 第十八条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又

は百万円以下の罰金に処する。

附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第十四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

( 最初の委員長及び委員の任命 )

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

( 国立大学の教員としての前歴に関する特例 )

第三条 第十四条第一項の規定の適用については、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第十七号）の施行前における国立大学の教員としての前歴は、同項に規定する職員としての前歴に含まれないものとみなす。

( 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正 )

第四条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 行政適正化委員会の委員長及び委員

別表第一官職名の欄中「副大臣及び副長官」を

「副大臣及び副長官

行政適正化委員会委員」

長

に、「国家公安委員会委員」を

「国家公安委員会委員

行政適正化委員会委員」

に改める。

( 内閣府設置法の一部改正 )

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十八号の次に次の一号を加える。

五十八の二 国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律（平成十六年法律第 号）第十一条に規定する事務

第十五条第二項及び第十六条第二項中「大臣庁等」の下に「、行政適正化委員会」を加える。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

行政適正化委員会	国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律
----------	--------------------------

## 理 由

公益通報が行われることが行政機関等の業務の執行に関する法令に違反する事実等の是正及び発生の防止にとって重要であることにかんがみ、国の行政運営の適正化を図るため、公益通報の在り方、公益通報者の保護その他公益通報に関する制度について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約三億八千万円の見込みである。